

9月7日(日) 松田町長選挙

町選挙管理委員会(総務課内)
☎(83)1221



4年間の任期が満了となる、町長選挙が9月7日に行われます。
実施に伴い、立候補予定者事前説明会および公職選挙法により禁止されて
いる事項などをお知らせします。

●立候補予定者事前説明会

日 7月29日(火)

午前9時30分から

場 役場4階 4AB会議室

内 立候補届出書類の記載要領
など

町長選挙の立候補届出の受
付事務が円滑に行われるよ
う、事前説明会を開催しま
すので、関係者の方はご出席
ください(立候補予定者1人
につき3人以内)。

なお、選挙は9月2日に告
示され、同日の午前8時30分
から午後5時まで立候補届出
を受け付けます。

「公職選挙法による

禁止事項」

●事前運動の禁止

立候補の届出以前に選挙運
動をすることは「事前運動」
となり、禁止されています。
選挙運動とは、特定の選挙に
おいて、特定の候補者を当選
させるために、選挙人に働き
かける行為をいいます。

「〇〇さんに投票してくだ

さい」というような明瞭な行
為だけでなく、特定の候補者
の名前を有権者に知らせるだ
けでも、当選を目的とした行
為であれば事前運動となる恐
れがあります。

●寄附の禁止

公職の候補者(立候補予定
者、現職を含む)による選挙
区内の人に対する寄附は禁止
されています。開店祝い、花
輪や就職祝い、お中元など冠
婚葬祭における贈答、祭りや
スポーツ大会に金品を贈るこ
と、また、公職の候補者の後
援団体の寄附についても、政
治団体や当該公職の候補者に
する寄附以外の寄附は禁止さ
れています。

◎ただし、次の場合は除かれ
ます。

政党その他の政治団体また
はその支部に対する寄附。自
分を支持・推薦する後援団体
については、6月24日から投
開票日(9月7日)までの期間
は禁止されています。

地域別意見交換会

『タウンミーティング』

を開催します！

新たな町総合計画策定のため、
皆さまの声を聞かせください！



政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

これまで町では、「町政懇話会」や「地域座
談会」を通じて、地域の皆さまのご意見をいた
だいてきました。これは、町の自治基本条例に
ある「協働・連携協力のまちづくり」を進める
ための大切な取り組みです。

本年度は、令和9年度から17年度までの8年
間の事業方針を定める「第7次町総合計画」の
策定に向けて、これまで以上に多くの声をお聞
きするため、「地域別意見交換会(タウンミーテ
ィング)」を町の主催で開催します。

◆開催予定日・場所

6月下旬～8月下旬・地域集会施設など
(町内15カ所予定)

※開催日時や場所などは決まり次第順次広報紙、
回覧および町公式サイトにてお知らせします

◆内容

現在困っていることや心配なこと、今後、
町に実施してほしい取り組み
などについて、現在の町の状
況などを踏まえ、意見交換を
行います。



詳細はこちら